魚津市告示第182号

魚津市新庁舎移転に係るネットワーク環境移行調査分析・基本設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和８年10月１日

魚津市長　　村椿　晃

魚津市新庁舎移転に係るネットワーク環境移行調査分析・基本設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置）

第１条　魚津市が整備をする新庁舎への移転に伴い、現庁舎及び出先機関のネットワーク環境の現状調査・課題分析を行い、新庁舎における最適なネットワーク環境の基本設計を策定するに当たり、企画提案書の評価等により最もふさわしい事業候補者を選定することを目的として、魚津市新庁舎移転に係るネットワーク環境移行調査分析・基本設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に報告する。

（１）　企画提案書及びプレゼンテーションの審査及び評価に関すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、事業候補者の選定に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　行政関係者

（任期）

第４条　委員の任期は、市長が委嘱した日から委員会が事業候補者を選定した日までとする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長は、委員会が事業候補者を選定したときは、関係書類とともに市長に報告するものとする。

（委員会）
第６条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
４　委員会の会議は非公開とする。
（委員の責務）
第７条　委員は、公平かつ公正に職務を行わなければならない。
２　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（事務局）
第８条　委員会の事務局は、総務部総務課デジタル化推進係に置く。
（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この告示は、公表の日から施行する。
（この告示の失効）
２　この告示は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。